

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月12日

【会社名】 株式会社アルデプロ

【英訳名】 ARDEPRO Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 保坂光二

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 久保玲士

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 久保玲士

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債	4,000,000,000円
第7回新株予約権証券	93,049,965円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	4,093,049,965円

(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社アルデプロ第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、本「1 新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額	金4,000,000,000円
各社債の金額	金100,000,000円
発行価額の総額	金4,000,000,000円
発行価格	各本社債の金額100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成29年12月29日

償還の方法	<p>1. 償還金額 各本社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 社債の償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債は、平成29年12月29日にその総額を償還する。但し、繰上償還に関しては本項第(3)号及び第(4)号に定めるところによる。</p> <p>(2) 本社債を償還すべき日(本項第(3)号及び第(4)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還日」という。)が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 当社による繰上償還 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合、又は当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、若しくは当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下本欄において「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で決議した場合、当社は、本社債権者に対して、償還日の2週間前までに通知を行うことにより、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%で償還しなければならない。</p> <p>(4) 本社債権者の選択による繰上償還 本社債権者は、平成28年11月15日以降のいずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当該取引日に適用のある転換価額を下回った場合、平成28年12月30日以降のいずれかの日を償還日として、当該償還日の20営業日以上30営業日以内の事前の通知を行うことにより、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対し請求することができる。 本社債権者は、払込期日以降のいずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当該取引日に適用のある転換価額に0.6を乗じた金額を下回った場合、当該取引日から40営業日以内のいずれかの日を償還日として、当該償還日の20営業日以上30営業日以内の事前の通知を行うことにより、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対し請求することができる。但し、本号に基づき償還された本社債に係る払込金額の累計が3億円を超えることとなる場合には、本社債権者は、本号に基づく繰上償還を請求することはできない。 本社債権者は、払込期日以降のいずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当該取引日に適用のある転換価額に0.4を乗じた金額を下回った場合、当該取引日から40営業日以内のいずれかの日を償還日として、当該償還日の20営業日以上30営業日以内の事前の通知を行うことにより、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対し請求することができる。但し、本号に基づき償還された本社債に係る払込金額の累計が3億円を超えることとなる場合には、本社債権者は、本号に基づく繰上償還を請求することはできない。</p> <p>(5) 本項第(3)号及び第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により別記「新株予約権の行使期間」欄に従って行使できなくなることによりその全部が消滅する。</p> <p>(6) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に別途定められている場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた後に本社債を消却する場合、本新株予約権については別記「新株予約権の行使の条件」欄に従って行使できなくなることにより消滅する。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記「1 新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)」欄(注)第7項「償還金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権付社債をEVO FUND(以下「割当予定先」という。)に割当てる。
申込証拠金	該当事項なし。
申込期間	平成26年12月29日

申込取扱場所	株式会社アルデプロ 管理本部 東京都新宿区新宿三丁目1番24号
払込期日	平成26年12月29日 本新株予約権の割当日も同日とする。
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合は、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として当該新株予約権付社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨定めたものをいう。</p> <p>2. 前項に基づき設定した担保権が未償還の本社債を担保するに十分でないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。</p> <p>3. 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、前2項は適用されない。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>1. 当社は、いつでも本新株予約権付社債のために担保権を担保付社債信託法に基づき設定することができる。</p> <p>2. 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄又は前項により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>

## (注) 1. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は会社法第702条但書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

## 2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、振替機関(別記「振替機関」欄に定める。以下同じ。)の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)が新株予約権付社債の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債が発行される場合、かかる新株予約権付社債は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債を記名式とすることを請求することはできない。

## 3. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄又は別記「財務上の特約(その他の条項)」欄により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合は、以後、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄は適用されない。

## 4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。但し、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄又は別記「財務上の特約(その他の条項)」欄により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合は、本(注)第4項第(2)号に該当しても期限の利益を喪失しない。

- (1) 当社が、別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、本(注)第4項第(1)号及び第(2)号以外の規定に違背し、本社債権者からは正を求める通知を受けた後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散(合併の場合を除く。)したとき。

- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分<sup>の執行若しくは競売(公売を含む。)</sup>の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。
5. 社債権者に通知する場合の公告  
本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。
6. 社債権者集会
- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の新株予約権付社債」という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を通知する。
- (2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の新株予約権付社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
7. 償還金の支払  
本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## (新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	当社に対して当社普通株式の交付を請求すること（以下「行使請求」という。）により当社が交付する株式の数は、同一の本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。
- (2) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、当初、174.1円とする。

2. 転換価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

	<p style="text-align: right;">調整前転換価額に (調整前転換価額 - 調整後転換価額) × より当該期間内に 交付された株式数</p> <p style="text-align: center;">株式数 = <math>\frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}}</math></p> <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金4,000,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格（会社法上の本新株予約権の行使に際してする出資の目的となる財産の1株あたりの価額）は、行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>



新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権者は、平成26年12月29日(本新株予約権付社債の払込完了以降)から平成29年12月22日までの間(以下「行使請求期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使し、行使請求ができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <p>(1) 別記「償還の方法」欄第2項第(3)号及び第(4)号に定めるところにより本社債が繰上償還される場合には、当該繰上償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降。</p> <p>(2) 別記「1 新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)」欄(注)第4項に定めるところにより、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日(当日を含める。)以降。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社アルデプロ 管理本部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。</p>
代用払込みにに関する事項	<p>各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>該当事項なし</p>

- (注) 1. 本社債に付された本新株予約権の数  
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
2. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえで、別記「新株予約権の行使期間」欄の行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
3. 株式の交付方法  
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
4. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由  
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとした。
5. 転換請求に係る本新株予約権付社債の買入れ  
当社と割当予定先の間で締結する第三者割当て契約において、割当予定先が本新株予約権付社債の転換を請求しようとする場合、割当予定先は、本(注)第2項に従った本新株予約権付社債の転換請求の効力が発生する日に先立ち当社に対して通知をしなければならず、かかる通知に対して、当社は、当該通知に係る転換請求を認めるか否かを判断することができる旨が規定されている。当社が当該請求を認めなかった場合、割当予定先は転換請求を行わず、この場合、当社は、一定の例外的な場合を除き、当該本新株予約権付社債を、(i)当該請求に係る新株予約権付社債が一度に転換されたと仮定した場合に発行される当社株式の数に、(ii)当社から割当予定先に対して転換請求を認めない旨の通知をした日の翌取引日(同日を含む。)から始まる5連続取引日におけるVWAP平均値を乗じた金額で買い入れる。
6. 本新株予約権の転換請求  
当社と割当予定先の間で締結する第三者割当て契約において、当社は、平成27年12月30日以降いつでも、割当予定先に対して、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して当該各取引日に適用のある転換価額の130%を超えている場合に、一定の条件の下、本新株予約権付社債につき転換の請求をすることができる旨が規定されている。かかる請求がなされた場合、割当予定先は、一定の例外的な

場合を除き、当社の請求に従って、当該請求がなされた日から5営業日以内に本新株予約権付社債の転換を行わなければならない。

## 2 【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	229,753個
発行価額の総額	93,049,965円
発行価格	405円(本新株予約権の目的である株式1株当たり4.05円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成26年12月29日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	株式会社アルデプロ 管理本部
払込期日	平成26年12月29日
割当日	平成26年12月29日
払込取扱場所	三菱東京UFJ銀行 新宿支店

(注) 1. 株式会社アルデプロ第7回新株予約権(第三者割当て)(以下「本新株予約権」という。)は、平成26年12月12日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後、申込期間内に本新株予約権に係る第三者割当て契約を締結し、払込期日までに上記「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に払込金額の総額を払い込むこととします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式22,975,300株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初174.1円とする。
2. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり} \text{の払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{より当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

	<p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	4,093,049,695円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成26年12月29日(本新株予約権の払込完了以降)から平成28年12月29日までとする。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求受付場所 株式会社アルデプロ 管理本部 2. 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱東京UFJ銀行 新宿支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合、又は当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、若しくは当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下本欄において「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で決議した場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、本欄において「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、当該取得日において本新株予約権1個につき金405円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

## (注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

## 2. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

## 3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債等振替法に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

## 4. 本新株予約権の行使請求

当社と割当予定先の間で締結する第三者割当て契約において、当社は、本新株予約権の割当日以降いつでも、割当予定先に対して、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して当該各取引日に適用のある行使価額の200%を超えている場合に、一定の条件の下、本新株予約権につき行使の請求をすることができる旨が規定されている。かかる請求がなされた場合、割当予定先は、一定の例外的な場合を除き、当社の請求に従って、当該請求がなされた日から5営業日以内に本新株予約権の行使を行わなければならない。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

## 3 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項なし。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
8,093,049,695	5,500,000	8,087,549,695

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額(4,000,000,000円)及び本新株予約権の払込金額の総額(93,049,965円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(3,999,999,730円)を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び本新株予約権が消却された場合には、払込金額の総額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税、反社会的勢力との関連性調査費用(株式会社セキュリティー&リサーチ、東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役 羽田 寿次)、弁護士費用、新株予約権等算定評価報酬費用、その他の事務費用(有価証券届出書作成、変更登記費用等)が含まれております。



## (2) 【手取金の使途】

## 本新株予約権付社債

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定期間
販売用不動産仕入資金	3,994.5	平成27年 1月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

当社は、本新株予約権付社債の発行により調達する資金を平成27年 1月に東京都港区所在の建物付き土地(地積1,368.74㎡)の仕入資金に充当する予定です。

ただし、当該建物付き土地の仕入資金については、同時に金融機関へ融資の打診を行っているため、仮に金融機関からの借入等が行われた場合は、当該借入金の全額を上記仕入資金に充当する予定です。そのため、当該借入金により充当した金額と同額の本新株予約権付社債による調達額については、下記 記載の本新株予約権に係る資金の使途で記載と同様に平成27年 1月に平成26年11月20日付及び平成26年12月 4日付「販売用不動産の仕入契約締結に関するお知らせ」にて開示済の東京都港区、大田区、豊島区、練馬区所在の新築収益用マンション 6物件並びに大阪府大阪市所在の収益ビルの仕入資金に充当する予定です。

なお、本新株予約権付社債の発行により調達した資金に残額が生じた場合、当社が取り纏め依頼書を提出済みであります平成27年 6月以降に仕入計画中の別途の東京都港区所在物件及び、今後入手する物件情報の中から平成27年 1月以降に仕入決議していきます販売用不動産の仕入資金に、平成27年 1月から平成28年12月の間で随時充当していく予定です。

## 本新株予約権

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定期間
販売用不動産仕入資金	4,093	平成27年 1月～平成28年12月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

当社は、本新株予約権の発行により調達する資金を平成27年 1月に平成26年11月20日付及び平成26年12月 4日付「販売用不動産の仕入契約締結に関するお知らせ」にて開示済の東京都港区、大田区、豊島区、練馬区所在の新築収益用マンション 6物件並びに大阪府大阪市所在の収益ビルの仕入資金合計約20億円に一部充当致します。

なお、調達した資金が上記仕入資金に不足する場合には、手元資金及び金融機関からの借入で賄います。

また、本新株予約権の発行及び権利行使により調達する資金のうち、上記の物件の仕入資金に充当したのちの残額につきましては、当社が取り纏め依頼書を提出済みであります平成27年 6月以降に仕入計画中の別途の東京都港区所在物件及び、今後入手する物件情報の中から平成27年 1月以降に仕入決議していきます販売用不動産の仕入資金に、平成27年 1月から平成28年12月の間で随時充当していく予定です。

本新株予約権の発行及び本新株予約権の権利行使により調達する資金については、新株予約権の行使による払込みが、新株予約権者の判断によるため、明確な行使時期及び調達金額が予測困難なため、随時、現在の間接金融による金融機関からの借り入れ状況及び今後、新規に取引する金融機関との状況等を総合的に勘案して、不動産仕入決済時期を交渉により調整を図りながら、販売用不動産の仕入契約手付金や決済資金に充当してまいります。充当予定物件といたしましては、東京都内や大阪府、福岡県を中心に 1棟当たり 1億円から80億円の収益用マンションや商業用収益ビルを仕入れ、内装や改修等を施し早期に商品化して販売してまいります。当社は現在、 1棟当たり 1億円から80億円の収益用マンションや商業用収益ビルに係わる多くの物件情報を取得しております。このような物件に関し、仕入れられる不動産物件があれば当社としては可能な限り早期に仕入れたいと考えております。このような物件については、当社に確実な資金力があることで売主に対する当社の信用力が高まり、また売主との積極的な交渉を進めることが可能であり、迅速に仕入れることが可能となります。

こうしたことから、販売用不動産の仕入資金の支出時期としては、平成27年 1月から、本新株予約権の権利行使期間が約 2年間であることを考慮し平成28年12月までを予定しております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。また、本新株予約権の行使が進まず、当初想定していた資金調達が困難になった場合には、販売用不動産仕入時期の見直しをするとともに、間接金融やSPCを活用した別途手段による資金調達の検討も進めてまいります。

## 第2 【売出要項】

該当事項なし。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a . 割当予定先の概要

名称	EVO FUND
本店の所在地	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし
代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チザム
資本金	1米ドル
事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
主たる出資者及びその出資比率	EVO Feeder Fund 100%

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成26年12月12日現在のものです。

##### b . 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
人事関係	該当事項なし	
資金関係	該当事項なし	
技術又は取引関係	該当事項なし	

(注) 提出者と割当予定先との関係の欄は、平成26年12月12日現在のものです。

##### c . 割当予定先の選定理由

今般の資金調達における割当予定先の選定にあたっては、当社の事業概要及び財務内容の現状、今後の事業展開及び資金使途について十分ご理解いただき、当該資金調達に賛同いただける相手先からの資金調達を中心に検討しておりました。

そうしたなか、平成26年9月に当社執行役員が割当予定先の代表取締役であるマイケル・ラーチ氏と過去に面識があった経緯から、直接面談する機会を得ました。そして、当社の事業概要及び財務内容の現状、今後の事業展開、資金使途について協議いたしました。

その後平成26年10月に割当予定先から正式にご提案をいただきました。この提案の転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組み合わせによる手法は、当社株価や既存株主の利益に十分に配慮しつつ転換社債型新株予約権付社債により発行時点で販売用不動産仕入に必要な資金を確実に調達できるとともに、株価の状況に応じて新株予約権の行使が行われることで追加的な資金調達も可能となっており、別記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、販売用不動産の決済資金を調達できるとともに、常時、幅広い物件を検討対象としている当社のニーズを充足しうる資金調達手法であることから当社の資金調達にご協力いただくこととなりました。

割当予定先は、ジェネラルパートナーであるEVO Investment Advisors Ltd. (2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ)とEVO Capital Management Asia Ltd. (Suites 511-512, One Int'l Finance Centre, 1 Harbour View Street, Central, Hong Kong 代表取締役 アンドリュー・フリード)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、EVO Feeder Fund (c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited, 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。割当予定先はアジア株を中心に運用を行うファンドであります。日本株の投資への投資実績といたしましては、平成19年6月に株式会社ヒューネット(現・株式会社RISE、JASDAQ8836)の新株予約権への投資を行ったほか、平成26年11月に株式会社ジオネクスト(JASDAQ3777)の新株予約権への投資を公表しており、その他運用目的で多数の日本株への投資を行っております。なお、EVO Feeder Fundは資本金10,001,000米ドルの投資ファンドで主たる出資者は2名の英国人であります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号 代表取締役 ダニエル・シャイアマン)が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド社(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)の100%子会社であり、同社はガーンジーに所在するタイガー・トラスト社(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の100%子会社であります。割当予定先のジェネラルパートナーであるEVO Investment Advisors Ltd.は割当予定先の経営株式(マネージメント・シェア)1,000株を通じて議決権を全て保有すると同時にケイマン諸島に所在するタイガー・トラスト社の100%子会社であります。

#### d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権付社債が全て転換された場合に発行される株式の数は22,975,301株、本新株予約権の目的である株式の総数は22,975,300株であり、合計45,950,601株です(但し、本新株予約権付社債の転換価額が調整された場合、当該調整に伴って本新株予約権付社債が全て転換された場合に発行される株式の数も変更されます。)

#### e. 株券等の保有方針

本新株予約権付社債及び本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

当社は、割当予定先の投資目的は純投資であり、割当予定先は、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により割当予定先が取得する当社普通株式について、原則として長期間保有する意思を有していないこと、及び割当予定先が当社の経営に関与する意思がないことを当社と割当予定先の間で締結する予定の第三者割当て契約の内容とする予定です。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先から、割当予定先が資金を預託しているプライム・ブローカー各社による預り資産残高証明、割当予定先のファンド管理業務会社による割当予定先資産の貸借対照表、割当予定先の監査法人であるErnst&Young (Level 33, Ernst & Young Centre, World Square, 680 George Street, Sydney, NSW 2000 代表取締役 Tony Johnson)による平成25年12月31日時点の監査済み財務諸表を入手し、これらから、割当予定先が払込みに要する資金残高を確保していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先から、割当予定先、その役員及び主たる出資者が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。割当予定先の主たる出資者につきましてはEV0 Feeder Fundから証明書を受領いたしました。また、当社においても独自に専門の調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(住所:東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼し、割当予定先が反社会的勢力等に該当しないことを確認しており、割当予定先、その役員及び主たる出資者が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債及び本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定の第三者割当て契約において、本新株予約権付社債又は本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割増資における公正価値の算定実績をもとに、当社と取引関係のない独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役:能勢元、以下「第三者算定機関」といいます。)に算定を依頼しました。

本新株予約権付社債

本新株予約権付社債の発行価格は額面100円につき100円、本新株予約権付社債の転換価格は、本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成26年12月11日)の東京証券取引所における当社株式の終値176円を参考として1株当たり174.1円(ディスカウント率1.1%)と決定いたしました。転換価格の決定に際しては、当社の業績動向や財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議したうえで総合的に判断しております。

なお、本新株予約権付社債の転換価格である174.1円は、取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値175.6円(小数点以下第1位未満切捨て、以下同じ。)に対して0.9%のディスカウント、同3ヶ月間の終値の平均値171.2円に対して1.7%のプレミアム、同6ヶ月間の終値の平均値173.2円に対して0.5%のプレミアムとなっております。

その上で、第三者算定機関は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の評価額の算定に関して、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価176円(平成26年12月11日の終値)、転換価格174.1円、ボラティリティ103.89%(平成23年11月~平成26年11月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間約3年、リスクフリーレート0.011%(評価基準における中期国債レート)、当社による転換請求条項の行使、割当予定先による転換請求に対する当社の買入れ条項、割当予定先による繰上償還条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、当社は、第三者算定機関から、本新株予約権付社債に付された新株予約権1個につき3,533,027円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行が特に有利な条件に該当するかを判断するため、当社は本新株予約権付社債に付された新株予約権により当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価と本新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値とを比較しました。

当社は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価は、本新株予約権付社債の額面総額40億円に対する3年分の利息相当額である480,000,000円程度(利息相当額=本新株予約権付社債の券面総額40億円×(当社の借入金利率4%-社債利率)×3年)であると考えており、これは、本新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値である141,321,080円(新株予約権1個当たり公正価値3,533,027円×40個)を上回る水準であります。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

- ・ 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間中においては、各時点において、社債権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとし、具体的には、社債権者は、時価と転換価額とを勘案し、転換も繰上償還もされない場合、繰上償還を行う場合、転換した場合、において、から のうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しております。なお、当社が割当予定先との間で締結する予定の第三者割当て契約に基づき、当社は、平成27年12月30日以降いつでも、転換請求日を含めた20連続営業日における当社普通株式の終値が、転換価格の130%を超えている場合に、本新株予約権付社債の転換を請求できることについては、当社が転換請求を行った場合には、割当予定先は請求された本新株予約権付社債を転換するものとしております。当社の行動については、割当予定先が将来価値と転換価値を比較し合理的に行動するという前提の下に、時価と転換価額とを勘案し、原則、割当予定先からの転換請求を待つものとし、転換請求がされた場合には、転換請求を認める場合、転換請求を認めない場合のうち、経済合理性が最も高い行動をすることとし、130%の転換請求条項については、シミュレーションモデルにおいて、株価が転換価額の130%を超過した場合、そのときの残存分全量を転換請求するよう加味しております。また、行使期間満了日（平成29年12月22日）に残存する本新株予約権付社債を当社が全て償還するものと仮定しております。なお、転換請求を認めるか転換請求を認めないかの判断については、割当予定先から転換請求があった場合、まず当社が転換を容認しないで本新株予約権付社債を買い入れた場合の経済的価値を勘案します。その経済的価値は具体的には、最小二乗法を加味したシミュレーションにより算出したある時点の本新株予約権付社債の経済的価値と、容認しないで本新株予約権付社債を買い入れた場合の経済的価値との比較により算出します。もし、その経済的価値がなければ、当社は本新株予約権付社債の買い入れをせず本新株予約権付社債の転換を容認するものとします（この転換容認の可否に関する判断は、経済的利益に基づく実質的なものであることから、シミュレーションにおいては、130%の転換請求条項に優先するものとしております。）。たとえば仮に、株価が割当日から3ヶ月後に転換価額の130%程度となるような株価過程を抽出すると、その本新株予約権付社債の価値は、社債額面1億円当たり約1億5百万円程度となり、それに対して、買入れ金額は約1億3千万円程度となることから、シミュレーションにおいては、このような場合には当社は本新株予約権付社債の買い入れをしないと判断されます。
- ii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日当たり228,591株（最近3年間の日次売買高の中央値である2,285,910株の10%に相当する株数の1株未満を切り上げた株数）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

#### 本新株予約権

本新株予約権の払込金額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者算定機関による評価書による算定結果（本新株予約権1個につき404.7円）を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を405円といたしました。

第三者算定機関は、本新株予約権の評価額の算定に関して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価176円（平成26年12月11日の終値）、行使価額174.1円、当社による行使請求条項の行使、ボラティリティ106.61%（平成24年11月～平成26年11月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間約2年、リスクフリーレート0%（評価基準における中期国債レート）、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権1個につき404.7円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成26年12月11日)の東京証券取引所における当社株式の終値176円を参考として1株当たり174.1円(ディスカウント率1.1%)と決定いたしました。行使価額の決定に際しては、当社の業績動向や財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議したうえで総合的に判断しております。

なお、本新株予約権の行使価額である174.1円は、取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値175.6円(小数点以下第1位未満切捨て、以下同じ。)に対して0.9%のディスカウント、同3ヶ月間の終値の平均値171.2円に対して1.7%のプレミアム、同6ヶ月間の終値の平均値173.2円に対して0.5%のプレミアムとなっております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

- ・ 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使可能期間最終日(平成28年12月29日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使可能期間中においては、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。なお、当社の行動については、原則、割当予定先の行使請求を待つものとしておりますが、200%の行使請求条項につきましては、シミュレーションモデルにおいて、株価が行使価額の200%を超過した場合に行使請求を自動的に行うように加味しております。
- ii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日当たり336,127株(最近2年間の日次売買高の中央値である3,361,270株の10%に相当する株数の1株未満を切り上げた株数)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社取締役会は、本新株予約権付社債に付された新株予約権により当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価と本新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値とを比較し、本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価が本新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではないこと、及び本新株予約権の公正価値と本新株予約権の払込金額を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではないことから、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと結論に至り、本新株予約権付社債及び本新株予約権にかかる発行条件を決議いたしました。

当社監査役3名(全員が会社法上の社外監査役)からは、第三者算定機関は当社及び割当予定先との間に重要な利害関係はなく、独立した立場で評価を行っていること、第三者算定機関による本新株予約権付社債及び本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して第三者算定機関から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項の内容及び上記の第三者算定機関の算定結果を踏まえ、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の転換により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で22,975,301株であり、転換価額が固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。

本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で22,975,300株であり、本新株予約権の目的となる株式数は固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。

上記のとおり、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行にかかる潜在株式数は、それぞれ最大で本新株予約権付社債につき22,975,301株、本新株予約権につき22,975,300株で、合計45,950,601株(議決権の個数459,506個)であり、平成26年12月12日現在の発行済株式総数237,005,553株(議決権の個数5,457,877個)に対して、合計19.4%(議決権比率8.4%)となります。

本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により発行される予定の当社普通株式数につき、割当予定先は、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら市場にて売却していく方針であることを口頭で確認しております。また、当社株式の直近6ヶ月間における1日当たりの平均出来高は5,088,367株(本新株予約権付社債が全て転換され、本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数45,950,601株の11.1%程度)であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権付社債が全て転換された場合の最大交付株式数22,975,301株を転換期間である3年間(245日/年営業日で計算)、本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数22,975,300株を行使期間である2年間(245日/年営業日で計算)にわたって平均的に売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量はそれぞれ31,259株、46,888株となり、その合計は78,147株であり、上記1日当たりの出来高の1.5%程度であるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

したがって、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により調達する資金を別記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載のとおり当社の事業拡大のための必要資金に充当することにより、当社の利益の向上に資すると考えていることから、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的と考えております。



## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

## (1) 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
秋元竜弥	東京都目黒区	112,974,270	20.70	112,974,270	19.09
EVO FUND	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands			45,950,601	7.77
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	4,195,800	0.77	4,195,800	0.71
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	3,688,300	0.67	3,688,300	0.62
山崎一弘	大阪府八尾市	1,516,900	0.28	1,516,900	0.26
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036,U.S.A. (東京都千代田区大手町1-9-7)	1,414,100	0.26	1,414,100	0.24
牧間次夫	千葉県袖ヶ浦市	1,230,000	0.23	1,230,000	0.21
有限会社佐藤総合企画	東京都世田谷区駒沢2丁目18番26号	1,201,800	0.22	1,201,800	0.20
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3-3-1	1,069,300	0.20	1,069,300	0.18
井康彦	福岡県福岡市中央区	1,054,170	0.19	1,054,170	0.18
計		128,344,640	23.52	174,295,241	29.45

## (2) A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
秋元竜弥	東京都目黒区	8,008	0.00	8,008	0.00
株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町1丁目3-8	164	0.00	164	0.00
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲2丁目10-17	159	0.00	159	0.00
第一勧業信用組合	東京都新宿区四谷2丁目13番地	133	0.00	133	0.00
株式会社筑波銀行	茨城県土浦市中央二丁目11番7号	114	0.00	114	0.00
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市宇佐南1丁目7-1	69	0.00	69	0.00
株式会社愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町2丁目1	59	0.00	59	0.00
豊田信用金庫	愛知県豊田市元城町1丁目48番地	55	0.00	55	0.00
株式会社もみじ銀行	広島県広島市中区胡町1-24	35	0.00	35	0.00
株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2-5	31	0.00	31	0.00
計		8,827	0.00	8,827	0.00

## (3) C種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
秋元竜弥	東京都目黒区	810,114	14.84	810,114	13.69
株式会社愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町2丁目1	14,241	0.26	14,241	0.24
計		824,355	15.11	824,355	13.93

## (4) D種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
秋元竜弥	東京都目黒区	1,941,677	35.58	1,941,677	32.81
株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町1丁目3-8	39,788	0.73	39,788	0.67
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲2丁目10-17	38,435	0.70	38,435	0.65
第一勧業信用組合	東京都新宿区四谷2丁目13番地	32,132	0.59	32,132	0.54
株式会社筑波銀行	茨城県土浦市中央二丁目11番7号	27,510	0.50	27,510	0.46
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市宇佐南1丁目7-1	16,707	0.31	16,707	0.28
株式会社愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町2丁目1	14,240	0.26	14,240	0.24
豊田信用金庫	愛知県豊田市元城町1丁目48番地	13,179	0.24	13,179	0.22
株式会社もみじ銀行	広島県広島市中区胡町1-24	8,247	0.15	8,247	0.14
株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2-5	7,262	0.13	7,262	0.12
計		2,139,177	39.19	2,139,177	36.15

## (5) E種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
秋元竜弥	東京都目黒区	138,822	2.54	138,822	2.35
計		138,822	2.54	138,822	2.35

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年7月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に発行される株式に係る議決権の数及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に割当予定先が取得する当社株式及び本新株予約権の行使により割当予定先が取得する当社株式をすべて保有した場合の数となります。別記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら市場にて売却していく予定である旨聞いております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし。

8 【その他参考になる事項】

該当事項なし。

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項なし。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスク等について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第27期、提出日平成26年10月31日)及び四半期報告書(第28期第1四半期、提出日平成26年12月12日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年12月12日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年12月12日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2 臨時報告書の提出

当社は、別記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第27期)提出日(平成26年10月31日)以降、本有価証券届出書提出日(平成26年12月12日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成26年11月4日提出)

#### 1 提出理由

平成26年10月29日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成26年10月29日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金の処分の件

イ A種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の各株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

A種優先株式 1株につき金900円00銭 総額8,024,400円

C種優先株式 1株につき金11円10銭 総額9,150,342円

D種優先株式 1株につき金11円10銭 総額23,980,556円

E種優先株式 1株につき金1円90銭 総額263,762円

ロ 効力発生日

平成26年10月30日

###### 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、保坂光二、森宗次郎、久保玲士、椎塚裕一の4氏を選任する。

###### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、平田英之、中野洋の2氏を選任する。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	4,468,675	12,132	79	(注)1	可決 (98.90%)
第2号議案					
保坂 光二	4,477,212	3,595	79	(注)2	可決 (99.09%)
森 宗次郎	4,479,480	1,327	79		可決 (99.14%)
久保 玲士	4,477,124	3,683	79		可決 (99.09%)
椎塚 裕一	4,475,643	5,163	79		可決 (99.05%)
第3号議案					
平田 英之	4,479,666	1,143	79	(注)2	可決 (99.14%)
中野 洋	4,479,656	1,153	79		可決 (99.14%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第27期)	自 平成25年 8 月 1 日 至 平成26年 7 月31日	平成26年10月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第28期第 1 四半期)	自 平成26年 8 月 1 日 至 平成26年10月31日	平成26年12月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年10月31日

株式会社アルデプロ  
取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市原 豊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西谷 富士夫

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成25年8月1日から平成26年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社の平成26年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年8月20日に500百万円、平成26年9月30日に430百万円、平成26年10月15日に170百万円、平成26年10月28日に270百万円及び平成26年10月31日に135百万円の借入を実行した。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年10月24日に融資枠設定金額40億円の不動産担保融資ファシリティー契約を締結した。  
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アルデプロの平成26年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社アルデプロが平成26年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年10月31日

株式会社アルデプロ  
取締役会 御中

### 明誠監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市原 豊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西谷 富士夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成25年8月1日から平成26年7月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロの平成26年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年8月20日に500百万円、平成26年9月30日に430百万円、平成26年10月15日に170百万円、平成26年10月28日に270百万円及び平成26年10月31日に135百万円の借入を実行した。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年10月24日に融資枠設定金額40億円の不動産担保融資ファシリティー契約を締結した。  
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年12月12日

株式会社アルデプロ  
取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西谷 富士夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成26年8月1日から平成27年7月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年8月1日から平成26年10月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年8月1日から平成26年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社の平成26年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年12月12日開催の取締役会において、台湾に子会社を設立することについて決議した。
  - 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年12月12日開催の取締役会において、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第7回新株予約権の発行について決議した。
- 当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。